

事 務 連 絡  
令 和 3 年 2 月 2 日

地 方 厚 生 ( 支 ) 局 医 療 課  
都 道 府 県 民 生 主 管 部 ( 局 )  
国 民 健 康 保 険 主 管 課 ( 部 )                    御 中  
都 道 府 県 後 期 高 齢 者 医 療 主 管 部 ( 局 )  
後 期 高 齢 者 医 療 主 管 課 ( 部 )

厚生労働省保険局医療課

疑義解釈資料の送付について (その 52)

診療報酬の算定方法の一部を改正する件(令和2年厚生労働省告示第57号)等については、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(令和2年3月5日保医発0305第1号)等により、令和2年4月1日より実施することとしているところであるが、今般、その取扱いに係る疑義照会資料を別添のとおり取りまとめたので、参考までに送付いたします。

(別添)

医科診療報酬点数表関係

【インフルエンザ核酸検出】

問1 「鼻咽頭拭い液又は鼻腔拭い液から抽出されたB型インフルエンザウイルスRNAの検出」を使用目的として令和3年2月2日付けで薬事承認された「Loopamp B型インフルエンザウイルス検出試薬キット」(栄研化学株式会社)はいつから保険適用となるのか。

(答) 令和3年2月2日より保険適用となる。なお、当該検査を実施する場合は、区分番号「D023」微生物核酸同定・定量検査の「11」インフルエンザ核酸検出を算定すること。